

別表六(六)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表六(六)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書きのいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。また、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

特定税額控除規定の適用可否		可					
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合							
試験研究費の額	1	円	税額控除限度額 (4) × (10)	11	円		
控除対象試験研究費の額の計算	2		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12			
	3		当期税額基準額	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	13		
	4					試験研究費割合 $\frac{(1)}{(13)}$	14
税額控除割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5	計算	当期税額基準額 (12) × (0.25又は(0.25 + (15)))	16		
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6				当期税額控除可能額 (11)と(16)のうち少ない金額	17
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7					
(7) > 5%の場合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	8	法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19				
(7) ≤ 5%の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	9						
税額控除割合 (8)又は(9) ((5) = 0の場合は0.085)	10						

「19」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00595」
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額